

公有財産売払一般競争入札説明書

三原市が有する公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行いますので、希望される方は、公有財産売却に係る「三原市インターネット公有財産売却ガイドライン」、「公有財産売払一般競争入札説明書」、「入札公告」の各条項を熟覧し、これらに全て承知の上下見会にて売払物件を確認し、紀尾井町戦略研究株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムにより入札に参加してください。

1 売払の物件

- (1) 物件名称 平成 18 年式マイクロバス（日産 シビリアン） 1 台（以下、「マイクロバス」という。）
- (2) 予定価格 150,000 円

2 入札参加資格

次の事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）に該当する者。法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条による観察処分を受ける団体及びその関係者
- (4) 当物件を公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 三原市が定めるガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (8) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く

3 売却車両の下見会について

入札の対象となる物件の下見会を以下のとおり実施します。参加希望者は開催日前日（土・日除く）までに電話にて申込みが必要です。電話の受付時間は 10 時から 16 時までとする。

- (1) 日 時 令和 3 年 9 月 27 日（月）～令和 3 年 10 月 1 日（金）
（午前 10 時 00 分～12 時 00 分、午後 1 時 00 分～午後 4 時 00 分）
- (2) 場 所 広島県三原市宮沖五丁目 680 番地 1 （元三原市交通局跡地）
- (3) 申込先 三原市財務部財産管理課 電話 0848-67-6012

※ 売却車両の試乗はできません。

4 入札方法

紀尾井町戦略研究株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムにより参加申込み及び入札を行ってください。

(1) 参加申込み

令和3年9月3日（金）13時から令和3年9月21日（火）14時まで

※ 売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、三原市のホームページより公有財産売却一般競争入札参加申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本等）および印鑑登録証明書を添付のうえ、三原市に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

(2) 入札期間

令和3年10月5日（火）13時から令和3年10月12日（火）13時まで

※ システム上で1回のみ入札可能です。入札価格の変更や取り消しはできません。

5 入札保証金

(1) 入札保証金は、予定価格（最低売払価格）の10分の1を納付してください。

(2) 入札保証金の納付方法はクレジットカードのみです。

(3) 参加申込み者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

6 無効となる入札

次に掲げる事項に該当する場合は、その者の入札は無効とします。

(1) 参加資格のない者が入札したとき

(2) 入札者が同一物件に対し2回以上の入札をしたとき

(3) その他、入札に関する指示事項に違反したとき

7 落札者の決定

(1) 予定価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とします。

(2) 最高の価格が2人以上ある時は、インターネット公有財産売却システムによるくじ（自動抽選）で決定します。

(3) 落札者には、三原市から電子メール等により連絡します。それ以外の参加者に対しては連絡いたしません。

(4) 落札者の決定が何らかの事由により取り消された場合は、当該物件の落札者はなしとなります。

8 契約の締結等

(1) 契約は、三原市から入札の通知を受けた後、10日以内に締結していただきます。

(2) 契約保証金は、契約金額の10分の1を納付してください。ただし、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(3) 契約の締結に当たっては、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

9 売却代金の残額の金額

契約保証金を売却代金に充当する場合の売却代金の残金は、売却価格から契約保証金を差し引いた金額となります。

10 入札物件の引き渡し日時及び場所等

- (1) 契約代金の納入を確認した後、三原市と日時を調整の上、「広島県三原市宮沖五丁目 680 番地 1 (元三原市交通局跡地)」で現状のまま引き渡しをします。
- (2) 引き渡しに掛かる費用は落札者の負担となります。また引き渡し後に車両に係る故障等が見つかった場合は、三原市は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 一時抹消登録をしてありますが、公道を走行する場合、他機関への申請や費用が発生する場合がありますので、各自でご確認ください。
- (4) 三原市は車両の輸送等を行いません。必要な場合は、落札者が手配してください。

11 その他

- (1) 車両は一時抹消登録していますので、引渡し時に自走する場合は、仮ナンバーが必要になります。使用する場合は、落札者自ら新規登録手続きを行う必要があります。
- (2) 記載のない事項については、三原市と協議の上決定します。

12 問い合わせ先及び書類提出先

〒723-0051

広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号 三原市役所財務部財産管理課

電話番号 0848-67-6012, FAX 番号 0848-67-6199